

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成29年9月28日
【会社名】	株式会社ドンキホーテホールディングス
【英訳名】	Don Quijote Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大原 孝治
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
【電話番号】	03 - 5725 - 7532 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 高橋 光夫
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
【電話番号】	03 - 5725 - 7588
【事務連絡者氏名】	専務取締役 高橋 光夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年9月27日開催の当社第37期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年9月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金21円 総額3,321,656,667円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年9月28日

第2号議案 定款一部変更の件

事業領域の拡大に伴う経営体制を一層強化するため、また今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるため、現行定款第20条第1項に定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を10名以内から20名以内に変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、大原孝治、高橋光夫、吉田直樹、阿部博史、石井祐司、大橋展晴、鈴木康介、西井剛、芳賀剛、丸山哲治の10氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、西谷順平を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額4億円以内から年額6億円以内に改定するものであります。

第6号議案 株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して発行する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬額を、第5号議案の報酬額とは別枠で、年額1億円以内から年額4億円以内に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	1,320,643	70,284	2,878	(注)1	可決 94.16
第2号議案	1,071,888	320,962	951	(注)2	可決 76.42
第3号議案					
大原 孝治	1,311,061	81,699	1,040	(注)3	可決 93.48
高橋 光夫	1,339,967	52,883	951		可決 95.54
吉田 直樹	1,344,047	48,803	951		可決 95.83
阿部 博史	1,344,856	47,994	951		可決 95.88
石井 祐司	1,343,166	49,684	951		可決 95.76
大橋 展晴	1,299,532	93,318	951		可決 92.65
鈴木 康介	1,297,839	95,011	951		可決 92.53
西井 剛	1,343,173	49,677	951		可決 95.76
芳賀 剛	1,297,846	95,004	951		可決 92.53
丸山 哲治	1,297,826	95,024	951		可決 92.53
第4号議案					
西谷 順平	1,363,967	28,886	951	(注)3	可決 97.25
第5号議案	1,328,943	61,969	2,893	(注)1	可決 94.75
第6号議案	1,273,406	120,330	67	(注)1	可決 90.79

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上